

令和2年5月26日

保護者の皆様

港区子ども家庭支援部

保育課長 山越 恒慶

緊急事態宣言解除後の保育園の運営について

日頃より区の保育行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

区では、令和2年4月7日（火）に国の緊急事態宣言が行われたことを受け、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に向けて、緊急事態宣言期間である令和2年5月31日（日）まで、保護者の方が医療関係者の場合や警察、消防、公共交通機関に勤務する場合など、家庭での保育が難しい場合を除き、保育園等の登園の自粛を強くお願いしているところです。

国の緊急事態宣言は、昨日解除されましたが、東京都においては、段階的に休業要請が緩和されていく状況であることから、令和2年5月31日（日）までは、現在の強い登園の自粛要請を継続いたします。

令和2年6月1日（月）から令和2年6月30日（火）までの間は、新しい生活様式を踏まえた安全な保育環境を段階的に整えていくための期間として、できるだけ登園自粛への協力をお願いします。

なお、区では令和2年4月から6月までの3か月間におきましては、登園を自粛していただいた日数に応じて保育料及び給食費を日割りで還付させていただくこととしております。

引き続き、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※ 勤務先事業者様向けの協力要請文を港区ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてご活用ください。